

税務専門課程 第12期 税務・徴収コース（平成26年8月19日～10月1日）

課 目 名	財産調査要領
時 限 数	7 時限
担 当 講 師	税理士 小山紀久朗 ＜プロフィール＞ 国税庁職員として船橋税務署長、王子税務署長などを歴任し、退官後は(株)整理回収機構でも勤務し、現在は税理士として活躍
ね ら い	地方税の徴収や滞納処分的前提となる財産調査について、具体的な事例に即して解説し、滞納者や第三者からの情報により滞納者の経営状況や財産の実態を把握するための知識・手法の修得を図る。
講 義 概 要	滞納処分的前提となる財産調査について。 1 基本的事項 2 権限 3 関係先の調査 4 臨場調査 5 表見財産がない場合の調査 に区分して説明する。
受講上の注意	
使 用 教 材	講義資料（滞納処分のための財産調査）
効 果 測 定	
そ の 他 (他の課目との関連)	